

中小企業経営承継円滑化法（事業承継）に基づく
金融支援に係る認定手続きのご案内

先代経営者の死亡又は退任により事業承継をする際には、多額の資金ニーズが発生する場合があります。また、後継者がいないため事業や会社を売却して事業承継する場合に、買い手側には買取りのための多額の資金が必要になります。経営承継円滑化法では、中小企業信用保証協会の信用保証*や日本政策金融公庫の融資により中小企業の事業承継に必要な資金の調達を支援します。

金融支援の概要

経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けることを前提に、中小企業信用保険法の特例や株式会社日本政策金融公庫法の特例による金融支援メニューが用意されています。

1. 中小企業信用保険法の特例

中小企業者（会社・個人事業主）に対する信用保証協会の通常保証（普通保険・限度額2億円、無担保保険・同8,000万円、特別小口保険・同2,000万円）と同額の別枠を用意するとともに、中小企業者（会社）の代表者や事業を営んでいない個人を保証の対象とします。

(1) 経営承継関連保証（法第13条第1項）… 内部承継型（様式第6）

既に経営交代をしている中小企業者（会社・個人事業主）に対し、承継後の事業継続に必要な資金について別枠で保証します。

(2) 特定経営承継関連保証（法第13条第2項）… 内部承継型（様式第6）

既に経営交代をしている中小企業者（会社）の代表者に対し、会社や代表者以外の者が有する自社の株式や事業用資産等の取得等のために必要な資金について保証の対象とします。

(3) 経営承継準備関連保証（法第13条第3項及び第4項）… M&A型（様式第6の2）

他の中小企業者から事業を承継しようとする中小企業者（会社・個人事業主）に対し、承継に必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）について別枠で保証します。また、当該中小企業者（会社）が、一定の財務要件を満たす場合には、経営者保証を不要とします。

(4) 特定経営承継準備関連保証（法第13条第5項）… M&A型（様式第6の2）

中小企業者を買収して承継しようとする事業を営んでいない個人に対し、承継に必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）について保証の対象とします。

(5) 経営承継借換関連保証（法第13条第6項）… 内部承継予定の会社（様式第6の3）

今後3年以内に後継者候補に経営承継を予定している中小企業者（会社）を対象に、現経営者が個人保証している金融機関からの借入に対して、一定の財務要件を満たす場合には、経営承継前までに経営者保証を不要とする借換資金について別枠で保証します。

2. 株式会社日本政策金融公庫法の特例（融資）… 内部承継型（様式第6）・M&A型（様式第6の2）

既に経営交代をしている中小企業者（会社）の代表者が会社や代表者以外の者が有する自社の株式や事業用資産等の取得等に必要資金や、事業を営んでいない個人が中小企業者を買収して承継するために必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）について融資対象とします。

[注意] 信用保証や融資を受けるにあたっては各機関の審査があり、認定はその実行を保証するものではありません。

*信用保証とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度です。

対象となる会社又は個人事業主

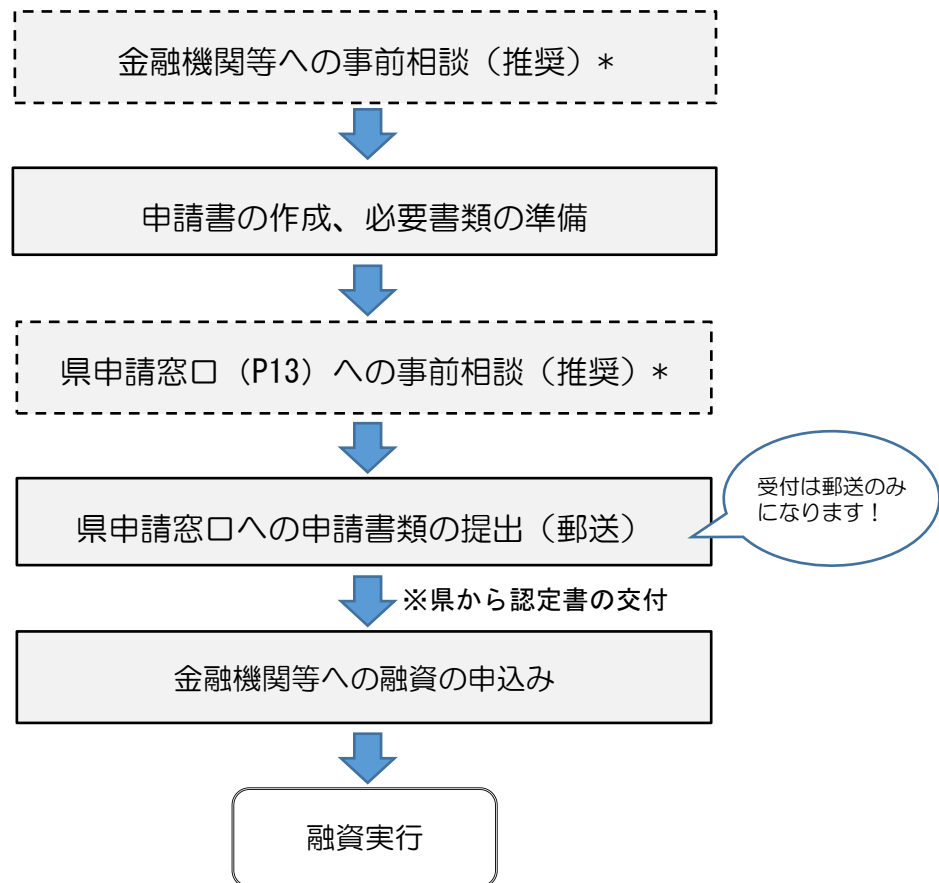
□ 中小企業者であること

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

※中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲を拡大。なお、医療法人、社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

□ (会社の場合) 上場会社等でないこと

融資実行までの手続きの流れ



* 必須ではありません

認定要件と提出書類（類型別）

※詳細については、中小企業庁の『中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」』を参照してください。

I. 内部承継型（後継者が既に代表者に就任）…様式第6

【経営承継関連保証・特定経営承継関連保証・日本政策金融公庫の融資】

既に後継者が代表者に就任し経営交代をしている中小企業者（会社・個人事業主）や当該会社の代表者（個人）に対し、当該経営交代に伴って生じる資金の調達について、信用保証協会の信用保証や日本政策金融公庫の融資により支援します。

1. 認定要件

□経営交代が発生（先代が死亡又は退任し、既に後継者が代表取締役（後継者）に就任）していること

□経営交代に伴って、一定の「事業活動継続に支障を生じさせる事由（資金ニーズ）」（下表参照）が発生していること

No.	支援メニュー	事業活動継続に支障を生じさせる事由（資金ニーズ）の内容
1	【経営承継関連保証】 会社が信用保証協会の信用保証を受ける場合 （申請者：会社） （利用者：会社）	(1) 会社及び代表者以外の者が有する株式等を会社が必要があること。
		(2) 会社及び代表者以外の者が有する事業用資産等を会社が必要があること。
		(3) 承継後3ヶ月間の売上又は販売数量が前年同時期より20%以上減少することが見込まれること。
		(4) 仕入割合20%以上の仕入先から取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと。
		(5) 借入割合20%以上の取引先金融機関からの返済方法や借入条件の悪化等により取引に支障が生じていること。
		(6) その他諸費用が生じたこと。
2	【経営承継関連保証】 個人事業主（後継者）が信用保証協会の信用保証を受ける場合 （申請者：個人事業主） （利用者：個人事業主）	(1) 他者が有する事業用資産等を買取る必要があること。
		(2) 承継した事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
		(3) 承継後3ヶ月間の売上又は販売数量が前年同時期より20%以上減少することが見込まれること。
		(4) 仕入割合20%以上の仕入先から取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと。
		(5) 借入割合20%以上の取引先金融機関からの返済方法や借入条件の悪化等により取引に支障が生じていること。
		(6) 相続にあたって、事業用資産等の遺産分割に代えて他の相続人に対し金銭を支払う必要があること。
		(7) 相続にあたって、遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う必要があること。
		(8) その他諸費用が生じたこと。
3	【特定経営承継関連保証】 会社の代表者（後継者）が信用保証協会の信用保証を受ける場合 （申請者：会社） （利用者：代表者）	(1) 会社及び代表者以外の者が有する株式等を代表者が買取る必要があること。
		(2) 会社及び代表者以外の者が有する事業用資産等を代表者が買取る必要があること。
		(3) 承継した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
		(4) 相続にあたって、株式等又は事業用資産等の遺産分割に代えて他の相続人に対し金銭を支払う必要があること。
		(5) 相続にあたって、遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う必要があること。
		(6) その他諸費用が生じたこと。
4	【日本政策金融公庫の融資】 会社の代表者（後継者）が日本政策金融公庫の融資を受ける場合 （申請者：会社） （利用者：代表者）	(1) 会社及び代表者以外の者が有する株式等を代表者が買取る必要があること。
		(2) 会社及び代表者以外の者が有する事業用資産等を代表者が買取る必要があること。
		(3) 承継した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
		(4) 相続にあたって、株式等又は事業用資産等の遺産分割に代えて他の相続人に対し金銭を支払う必要があること。
		(5) 相続にあたって、遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う必要があること。
		(6) その他諸費用が生じたこと。

この表は申請書の別紙2に対応しています！

2. 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

【申請書（様式）】

□様式第6 認定申請書（別紙含む）

提出部数 2部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

【注意】

- ・認定書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともに、それぞれホチキス止め又はクリップ止めしてください。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。

＜捨印による修正対応をご希望される場合＞

従来と同様に捨印（法人実印）による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

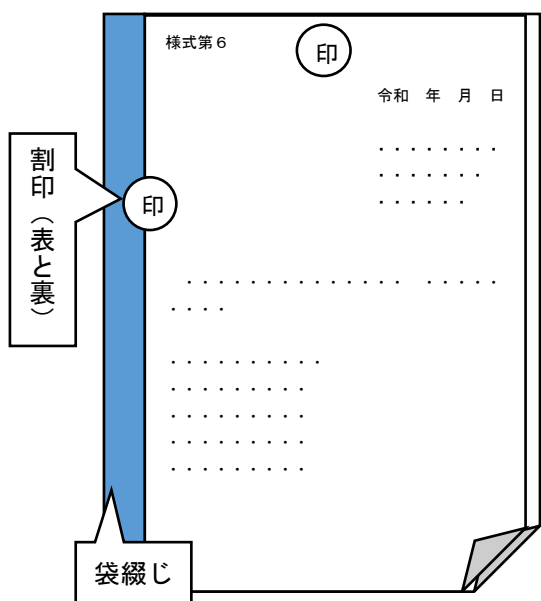
提出部数 2部（正本1部＋副本1部）

※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

【注意】

- ・認定書は副本を添付して交付します。
- ・正本はホチキス止め又はクリップ止めで可です。
- ・副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押してください。
- ・捨印については、1枚目の上部余白の中央付近に押印してください（2枚目以降は不要です）。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。

（捨印対応を希望される場合の副本）



【添付書類】

＜共通の添付書類＞

□申請会社の履歴事項全部証明書の原本（会社のみ）

⇒認定申請日の3ヶ月以内の原本（謄本のコピーや登記情報提供サービス利用の印刷物は不可）。

⇒代表者の交代を登記済のもの（過去に代表者を退任しており最新の謄本に記載がない場合は、退任日が確認できる「閉鎖事項証明書の原本」も併せて添付）。

□先代が退任した場合：事業譲渡契約書の写し（個人事業主のみ）

□先代が死亡した場合：死亡したことを証する戸籍謄本等の原本

□申請会社の定款の写し（会社のみ）※登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付

⇒下図を参考に認定申請日で原本証明。押印不要。

＜原本証明の例＞

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 後継

認定申請日の直前期の決算関係書類

⇒法人の場合、決算報告書（B/S、P/L、株主資本等変動計算書、個別注記表）、勘定科目内訳書、事業報告書（又は法人概況説明）等、会社法第 435 条第 2 項又は第 617 条第 2 項に規定する書類。
⇒個人事業主の場合、会計帳簿等及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容を記載した書類（青色申告書及び青色申告決算書の写しなど）。

申請会社が上場会社等でない旨の誓約書（会社のみ）

⇒様式は下図を参考にしてください。押印は不要です。

誓約書	
令和〇年〇月〇日	
神奈川県知事 殿	株式会社かながわ中小企業 代表取締役 神奈川 後継
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定の申請をするにあたり、当社は同法施行規則で規定する上場会社等に該当しないことを誓約します。	

認定申請日における従業員数証明書

⇒様式は下図を参考にしてください（従業員 0 人の場合も必要）。押印は不要です。
⇒事業承継税制同様に、当該証明書に、厚生年金保険の標準報酬決定通知書、資格取得又は喪失確認通知書の写し（被保険者縦覧照会回答票でも可）を添付（従業員 0 人の場合は不要）。

従業員数証明書	
令和〇年〇月〇日	
神奈川県知事 殿	株式会社かながわ中小企業 代表取締役 神奈川 後継
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定の申請をするにあたり、認定申請日における当社の従業員数は〇〇人であることを証明します。	

連絡先（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

⇒送り状メモ又は名刺など

認定書交付用のあて先（郵送希望先）が記入されている返信用封筒（角 2 サイズ）

⇒レターパック（推奨）又は配達記録の残る料金の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒。

<資金ニーズ別の添付書類>

(1) 株式等の買取りに必要な資金の場合

認定申請日における株主名簿の写し

⇒認定申請日のもの（定款の写しに準じて原本証明）。

譲り受ける株式等の価格を証する書類

⇒（別紙 2）に譲渡額を記載するので、株価を算定した書類が必要です。

⇒認定申請時点で、株式譲渡契約書、株主総会議事録などがあれば、これらの写しも添付。

(2) 事業用資産等の買取り（債務の返済含む）に必要な資金の場合

不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書の原本

事業用資産等（債務を含む）の価格及び申請者（又はその代表者）以外の者が所有者（債権者）であることを証する書類

不動産：不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類（所有者は登記事項証明書で確認）
動産：前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類 申請者又はその代表者との売買契約書など、所有者（売主）が確認できる書類
貸付金：金銭消費貸借契約書など、金額や債権者が分かる書類
未収金：前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など、金額や債権者が確認できる書類

(3) 相続税又は贈与税の納税資金の場合

相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

⇒ 相続税又は贈与税の申告書の案など税額が分かるもの。

(4) 承継後の売上高等の減少時の運転資金の場合

売上高等の減少が見込まれることを証する書類

⇒（経営交代後3カ月以上経過している場合）売上高等の実績額の把握が可能な月次の合計残高試算表など、経営交代後3月間と前年同期3月間の売上高等の実績額が分かるもの。

⇒（経営交代後3カ月未満の場合）上記と同様、前年同期3カ月間の書類に加えて、経営交代後の3カ月間の売上高等の見込額推定の根拠となる資料。

(5) 主要仕入先からの取引条件の不利益変更時等の運転資金の場合

取引先ごとの仕入額及び会社全体の仕入総額が分かる書類（仕入帳・仕入実績一覧表など）

不利益な仕入条件の設定・変更を証する書類（仕入先からの通知や依頼の書面など）

(6) 主要取引先金融機関からの借入条件の悪化時等の運転資金の場合

取引先金融機関から借入金額、申請者の借入金の総額が分かる書類（前年の会計帳簿等の勘定科目明細、金融機関発行の借入債務の残高証明書など）

借入条件が悪化したことが確認できる書類（経営交代前と後の金銭消費貸借契約書など）

借入残高が減少したことが確認できる書類（経営交代前と後の借入債務の残高証明書など）

与信取引が拒絶されたことが確認できる書類（経緯書など）

(7) 遺産分割の対応資金の場合

申請者の代表者が遺産分割によって債務を負担することになった場合、負担することになった債務の金額が確認できる書類（和解契約書（遺産分割協議書）、審判書又は調停調書など）

(8) 遺留分侵害額請求の対応資金の場合

申請者の代表者が遺留分侵害額の請求を受け、これに基づき金銭を支払う場合、支払うべき金額が確認できる書類（判決書、和解契約書、和解調書若しくは調停調書など）

(9) その他諸費用の対応資金の場合

当該事由により諸費用が生じていることを証する書類

II. M & A 型（他の中小企業者から事業を承継）…様式第 6 の 2

【経営承継準備関連保証・特定経営承継準備関連保証・日本政策金融公庫の融資】

他の中小企業者から事業を承継しようとする中小企業者（会社・個人事業主）や事業を営んでいない個人に対し、承継に必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）について別枠で保証します。また、当該中小企業者（会社）が、一定の財務要件を満たす場合には、経営者保証を不要とします。

1. 認定要件

□申請者（会社・個人事業主・事業を営んでいない個人）が承継しようとする「他の中小企業者」が、次のいずれかの理由により、その事業活動の継続に支障が生じていること

- ①（他の中小企業者の）役員又は代表者の三親等以内の親族の中に、後継者候補となる者がいないこと
- ②（他の中小企業者の）経営者が、その年齢（満 60 歳超）、健康状態、その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であること

例えば、以下のいずれかに該当する場合、要件を満たします。

- 現代表者の「年齢」が満 60 歳を超えている場合
- 現代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合
- 「その他の事情」が認められる場合
 - ・現代表者以外の役員や幹部従業員（例えば、基幹工場の工場長や、いわゆる「番頭」等が該当）が病気や事故で倒れてしまったり、突然失踪してしまったりしたため、急に継続的かつ安定的に経営を行うことが困難となったような場合
 - ・外部環境の急激な変化による突然の業績悪化等（例：新型コロナウイルス感染症*）

*当面の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由にする場合、令和 2 年 1 月以降の任意の 3 月間の売上高又は販売数量（売上高等）が前年同期（令和 3 年 1 月以降は前々年同期）の 3 月間における売上高等の 80%以下に減少（見込みを含む）するケース、その他経営承継を伴う事業再生や転業を要するケースを想定。

□経営の承継に不可欠な次の株式等や事業用資産の譲受けが見込まれること

- ① 議決権の過半数を超える株式等
- ② 事業用の不動産（工場や店舗等の土地・建物等）や動産（機械設備等）

<融資時における経営者保証の提供を不要としたい場合（会社に限る）>

□申請者（会社）の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること

- ① 申請者（会社）の直前の決算において、資産超過であること
純資産合計額 XXX, XXX, XXX 円 > 0
- ② 申請者（会社）の直前の決算において、EBITDA 有利子負債倍率が 15 倍以内であること
EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））≤15 倍

2. 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

【申請書（様式）】

□様式第6の2 認定申請書（別紙、別添含む）

提出部数 2部
※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

【注意】

- ・認定書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともに、それぞれホチキス止め又はクリップ止めしてください。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。

＜捨印による修正対応をご希望される場合＞

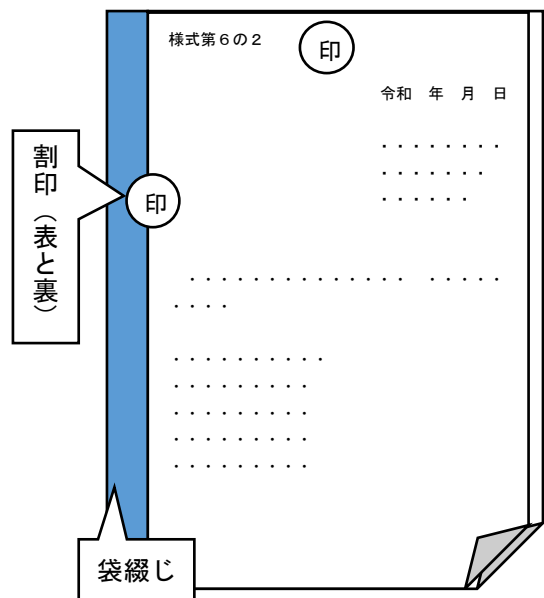
従来と同様に捨印（法人実印）による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

提出部数 2部（正本1部＋副本1部）
※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

【注意】

- ・認定書は副本を添付して交付します。
- ・正本はホチキス止め又はクリップ止めです。
- ・副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押してください。
- ・捨印については、1枚目の上部余白の中央付近に押印してください（2枚目以降は不要です）。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。

（捨印対応を希望される場合の副本）



【添付書類】

＜共通の添付書類＞

□承継に係る明確な合意があることを証する書類（承継に係る基本合意書、譲渡契約書の草案等）

□連絡先（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

⇒送り状メモ又は名刺など

□認定書交付用のあて先（郵送希望先）が記入されている返信用封筒（角2サイズ）

⇒レターパック（推奨）又は配達記録の残る料金の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒。

＜申請者が会社の場合に必要な添付書類＞

※申請者が個人事業主又は事業を営んでいない個人の場合は不要。

□申請会社の履歴事項全部証明書の原本

⇒認定申請日の3ヶ月以内のもの（謄本のコピーや登記情報提供サービス利用の印刷物は不可）。

- 申請会社の定款の写し ※登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付
⇒下図を参考に認定申請日で原本証明。押印不要。

＜原本証明の例＞

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 後継

- 申請会社が上場会社等でない旨の誓約書

⇒様式は下図を参考にしてください。押印は不要です。

誓約書

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定の申請をするにあたり、当社は同法施行規則で規定する上場会社等に該当しないことを誓約します。

＜他の中小企業者が会社の場合に必要な添付書類＞

- （他の中小企業者の）履歴事項全部証明書の原本

⇒認定申請日の3ヶ月以内のもの（謄本のコピーや登記情報提供サービス利用の印刷物は不可）。

- （他の中小企業者の）定款の写し ※登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付

⇒申請者の場合に準じて他の中小企業者が原本証明。

- （他の中小企業者が）上場会社等でない旨の誓約書

⇒様式は申請会社のものを参考にしてください。

＜取得資産の種類により必要な書類＞

- (1) 株式等の取得による承継を行う場合

- （他の中小企業者の）株主名簿の写し

⇒認定申請日のもの（定款の写しに準じて他の中小企業者が原本証明）。

- 申請者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類（株価の算定書など）

- (2) 事業用資産の取得による承継を行う場合

- （不動産を含む場合）取得しようとする事業用資産等の登記事項証明書の原本

- 取得しようとする事業用資産等の価格を証する書類

＜他の中小企業者が事業継続困難となっている理由により必要な書類＞

- (1)（他の中小企業者に）後継者候補がない場合

- 他の中小企業者（会社）の代表者又は個人事業主と、別紙1・別添様式にその三親等以内の親族として記載された者との間の親族関係を示す全ての「戸籍謄本の原本」等

⇒必要に応じて親族関係図を作成し併せて添付してください。

(2) (他の中小企業者の) 経営者の年齢、健康状態、その他の事情による場合

① 年齢による場合

□他の中小企業者(会社)の代表者又は個人事業主の「年齢*1」を公的に証明する書類

⇒マイナンバーカード表面(マイナンバー自体は目隠し)や運転免許証の写し、住民票の原本等

*1 年齢によるとは、申請者の代表者の年齢が満60歳を超えている場合のことをいう。

② 健康状態による場合

□他の中小企業者(会社)の代表者又は個人事業主の「健康状態」を示す書類

⇒医師の診断書等

③ その他の事情による場合

□その他の事情を示す書類

⇒役員や幹部従業員が退職した経緯等を示すための報告書等、業績が外部環境の急激な変化により突然悪化したこと等を示すための書類*2の写し等

*2 新型コロナウイルスによる場合は、令和元年12月以前の期間を含む確定申告書・法人事業概況説明書、その他の過去の業績を示す書類及び令和2年1月以降の任意の3月間の売上台帳等

<経営者保証の提供を不要としたい場合に必要な書類(会社に限る)>

申請者が会社で、別紙3を提出し財務要件の認定を受ける場合に限る。

□申請者(会社)の認定申請日の直前期の決算関係書類

⇒申請者(会社)の決算報告書(B/S、P/L、株主資本等変動計算書、個別注記表)、勘定科目内訳書、事業報告書(又は法人概況説明)等、会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類。

Ⅲ. 経営者保証を不要とする資金への借換え（内部承継予定の会社）…様式第6の3

【経営承継借換関連保証】

後継者候補がおり、今後3年以内に経営承継を予定している中小企業者（会社）であって、現経営者が個人保証を行っている金融機関からの借入について、一定の財務条件を満たしている場合には、経営承継前までに経営者保証を不要とする融資への借換えを信用保証協会が保証することにより支援します。

1. 認定要件

□純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること

① 申請者（会社）の直前の決算において、資産超過であること

純資産合計額 XXX,XXX,XXX 円 > 0

② 申請者（会社）の直前の決算において、EBITDA 有利子負債倍率が 15 倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））≤ 15 倍

□代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていること

2. 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

【申請書（様式）】

□様式第6の3 認定申請書（別紙、別添含む）

提出部数 2 部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

[注意]

- ・認定書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともに、それぞれホチキス止め又はクリップ止めしてください。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

従来と同様に捨印（法人実印）による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

提出部数 2 部（正本 1 部＋副本 1 部）

※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

[注意]

- ・認定書は副本を添付して交付します。
- ・正本はホチキス止め又はクリップ止め可です。
- ・副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押してください。
- ・捨印については、1枚目の上部余白の中央付近に押印してください（2枚目以降は不要です）。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。

（捨印対応を希望される場合の副本）

【添付書類】

□申請会社の履歴事項全部証明書の原本

⇒認定申請日の3ヶ月以内のもの（謄本のコピーや登記情報提供サービス利用の印刷物は不可）。

□申請会社の定款の写し ※登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付

⇒下図を参考に認定申請日で原本証明。押印不要。

<原本証明の例>

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 後継

□認定申請日の直前期の決算関係書類

⇒決算報告書（B/S、P/L、株主資本等変動計算書、個別注記表）、勘定科目内訳書、事業報告書（又は法人概況説明）等、会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類。

□認定申請日における株主名簿の写し

⇒認定申請日のもの（定款の写しに準じて原本証明）。

□（別紙2）に記載した金融機関からの借入及び代表者が当該借入による債務を保証していることを証する書面

⇒金融機関からの借入に係る金銭消費貸借契約書及び保証（根保証を含む。）を提供している借入の場合には同保証に関する契約書

□連絡先（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

⇒送り状メモ又は名刺など

□認定書交付用のあて先（郵送希望先）が記入されている返信用封筒（角2サイズ）

⇒レターパック（推奨）又は配達記録の残る料金の切手（不足が生じないように注意）を貼付した封筒。

○申請書の様式は、神奈川県ホームページから入手できます。

神奈川県 金融支援  検索

* マニュアルについては、中小企業庁のホームページからも入手できます。

〔申請窓口（申請書提出先）〕

本社所在地又は住所が神奈川県の中小企業又は個人の方は、次の窓口（かながわ中小企業成長支援ステーション）宛にご郵送ください。なお、**郵送のみの受付となります。**

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒243-0435 海老名市下今泉 705-1 (神奈川県立産業技術総合研究所内2F)	046-235-5620

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。

【提出先の都道府県について】

申請者の所在地（住所）の都道府県に提出します。

法人（会社）⇒ 登記上の本社（本店）所在地

個人事業主・事業を営んでいない個人 ⇒ 住民票登録上の住所

上記申請窓口は、中小企業経営承継円滑化法の認定申請に係る相談を専門に取り扱っており、事業承継全般の相談は行っておりません。

事業承継全般に係る相談については、下記の神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターをご活用ください。

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターをご活用ください！

これまで、親族内承継を支援してきた「神奈川県事業承継ネットワーク」と、第三者による事業引継ぎを支援してきた「神奈川県事業引継ぎ支援センター」の機能を統合し、2021年4月より新たに「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」として活動の場を広げました。事業承継に悩む県内の中小企業を、目的に合わせた支援事業にて、全力でサポートいたします。

公正中立な立場で、相談無料・秘密厳守で対応しています。M&Aのご相談はもちろん、「後継者に事業をバトンタッチしたい」そんなお悩みを抱えている経営者の皆様、是非お気軽に、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

(公財) 神奈川産業振興センター「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」

電 話 045-633-5061 (直通)

<https://www.kipc.or.jp/business-support/business-succession/>